

第2回東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会

行政の動き ～調布市での取り組み～

平成30年10月17日（水）

調布市福祉健康部障害福祉課
横田

医療的ケアモデル事業の取り組み

▶ 平成17年度

市が委託する生活介護事業所にて医療的ケアモデル事業を開始。

(背景)

- 利用者の多くが重度重複障害者であり、日常生活において吸引・吸入・経管栄養等の医療的ケアを必要とする方が増えていた。
- 事業所側と市で協議を重ね、平成15年度に調査・検討事業を実施。
- 指導医や緊急受け入れ先の確保、研修先の調整等も含めて準備。

医療的ケア検討委員会（市・事業所・指導医）を置き
現在も医療的ケアを必要とする方が継続して通所している

相談支援専門員による 地域課題の抽出

- ▶ 市内の相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化等を図るため、専門部会「サービスのあり方検討会」を設けている。
- ▶ その中で、平成28年度に医療的ケア児の事例検討を実施。
 - 24時間の医療的ケアによる介護者の疲弊
 - レスパイト先や医療的ケア対応が可能な社会資源の不足
 - 介護者が相談先と繋がれない、相談内容が多岐にわたる
- ▶ 医療的ケアが必要な方への支援について検討し、地域の基盤整備を計画的に行う必要がある。

医療的ケアが必要な方のニーズを把握し
地域のネットワーク作り等を議論する場が必要

自立支援協議会内への ワーキンググループ(専門部会)設置

- ▶ 平成29年度から、障害者地域自立支援協議会で「医療的ケアを必要とする重度障害児者の地域生活ワーキング」を立ち上げ、医療的ケアを必要とする方を取り巻く環境や課題について議論を開始

(メンバー構成)

医師会・学識経験者・障害福祉サービス事業所・障害者団体・当事者家族・訪問看護ステーション・保健所・相談支援事業所・保育園・子ども発達センター・健康推進課

ワーキングでの取り組み

- ▶ 各委員の取り組みや感じている課題の共有
 - 医療的ケア児の総合的な相談に対応できるコーディネーターがない
 - 医療的ケアの対応が可能な児童発達支援事業所が近隣に無い
 - 家族のレスパイトとして利用できるサービスが少なく、兄弟のことや自身の体調不良時等にも対応できないことがある
- ▶ 実態調査（アンケート）に向けた意見交換
- ▶ 調査結果を受けての分析・意見交換
- ▶ 調布市障害者総合計画へ意見具申し、医療的ケアを必要とする方への支援の充実について提言

アンケート調査

- ▶ 平成30年1月に、障害福祉課で把握している児童（18歳未満）のうち
 - 身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級
及び愛の手帳1・2度を所持する方
 - 上記に該当がないが、サービス支給決定時や日常生活用具支給時の資料、意見書等の情報により医療的ケアを必要としていることが確認できる方を対象とした実態調査を実施。

（調査内容）

- 現在の医療的ケアの状況
- 通院や訪問看護等の利用状況
- 介護者の状況
- サービスの利用状況，相談先
- 困っていることや現在感じていること等

新規事業開始へ

①重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

- ▶ 平成30年4月に要綱制定
- ▶ 調布市では，一回2～4時間の利用を月2回（年間24回まで）可
- ▶ 訪問看護事業所への事業趣旨説明へ回り，受け入れ可能な事業所を調整
- ▶ 利用相談者6人のうち，現在3人が利用登録

本事業は訪問看護事業所からの長時間の派遣となるため
人材確保の観点と利用希望者のニーズが合致するのか
そこを行政がどうサポートしていけるかが今後の課題

新規事業開始へ

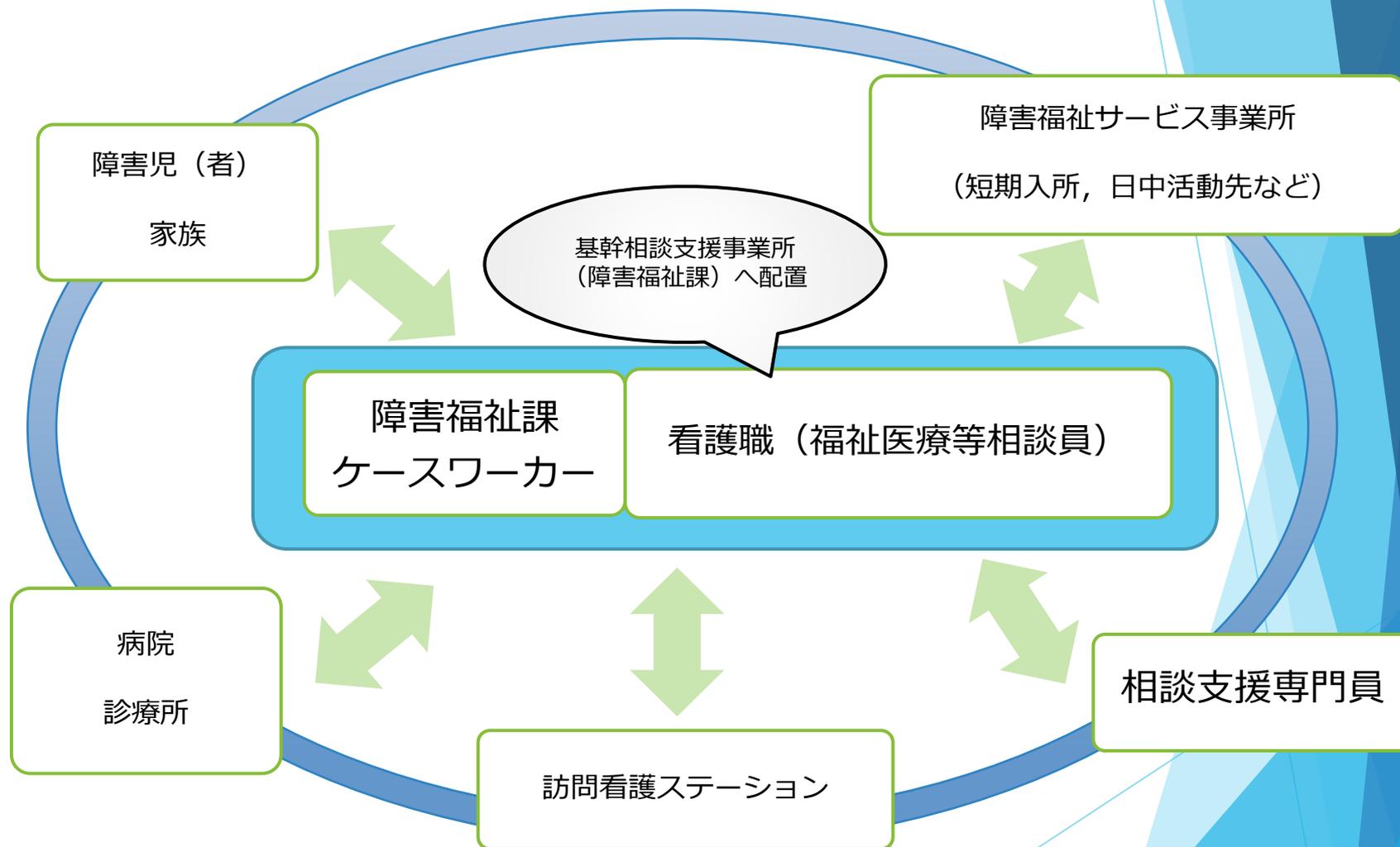
②医療的ケア体制支援事業

～コーディネーターの設置～

- ▶ 医療的ケアを要する障害児（者）への支援において、障害福祉サービス事業所や医療の連携強化に資する業務を行うため、医療的な支援の調整や助言等を行う。
- 障害福祉課（基幹相談支援事業所）へ看護職を配置し「障害福祉サービス事業所側における医療的ケアを要する障害児者の受入れ・対応」や「障害児者等からの相談」に関する医療的な支援の調整や助言等の実施
- 地域の障害・医療分野の関係者による定期的な連絡会の開催
- ▶ 障害者施策推進区市町村包括補助金「障害福祉サービス等医療連携強化事業」に申請

障害児（者）医療的ケア体制支援事業のイメージ

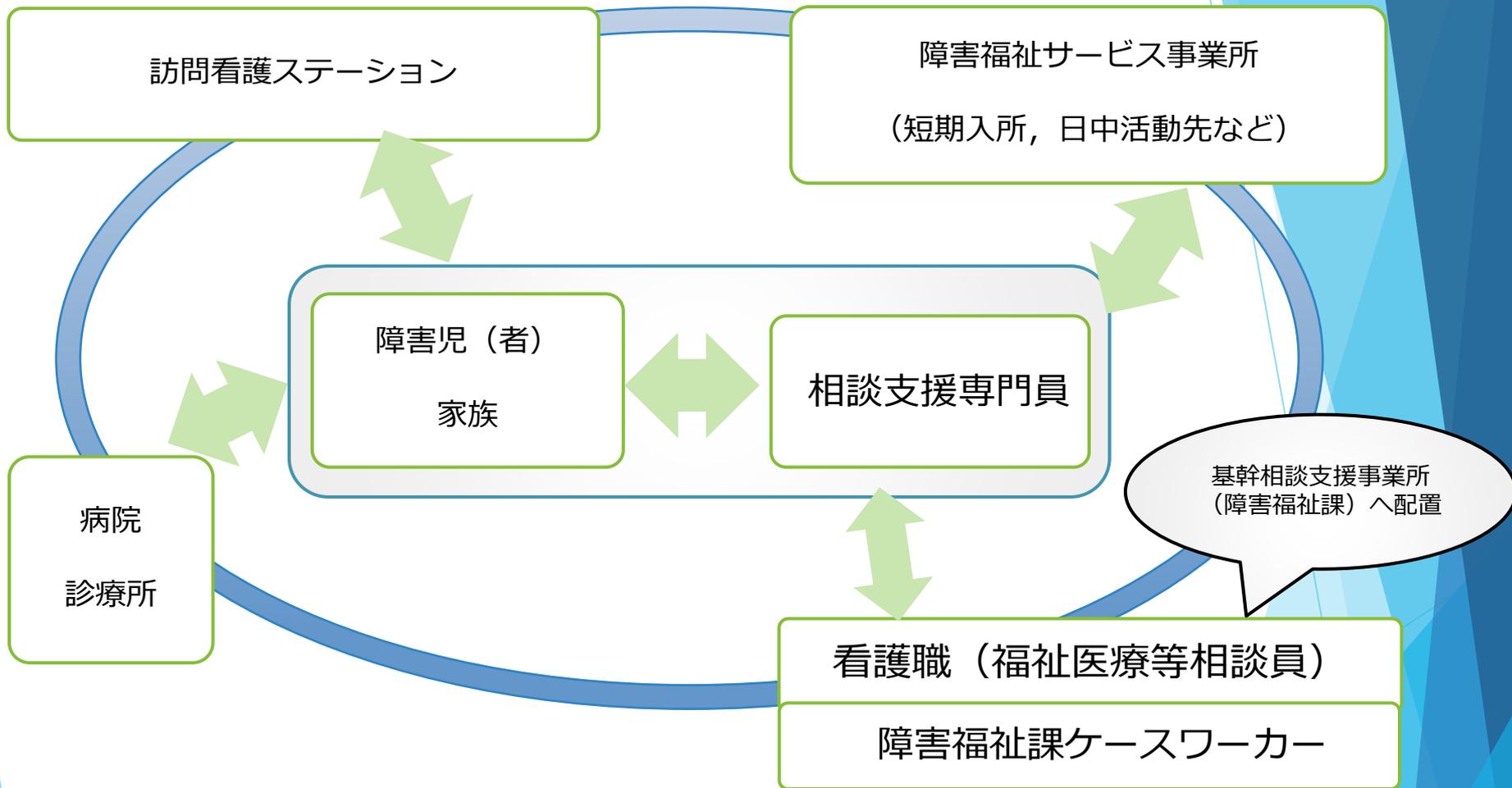
【障害福祉サービス調整時の場合】



サービス導入前の各所との調整や相談を障害福祉課ケースワーカーと連携して行う

障害児（者）医療的ケア体制支援事業のイメージ

【障害福祉サービスを利用している場合】



【現状の体制】相談支援専門員が育つまで、看護職がその役割を兼ねることになる
【将来的な目標】サービス導入後は相談支援専門員が各所との調整を行うようになるため、看護師は助言や医療連携のサポートをする

今後への課題・方向性

- ▶ 事業の実施・評価 → 次年度以降に向けた取り組みの検討
- ▶ 関係機関との連絡会・ネットワーク構築の継続性
- ▶ 近隣の医療機関（ソーシャルワーカー）や保健所・健康推進課との連携による個別支援の基盤づくり
- ▶ 障害福祉サービス事業所での医療的ケア児（者）の受け入れ体制へのアプローチ